

ぎふの木で内装木質化支援事業

増改築・リフォームでの
県産材使用に助成します！

岐阜は「木の国」「山の国」です。

岐阜県の気候風土にあった県産材での家づくりは、住宅の質を高め、岐阜の山を守ることに繋がるとともに、建築部材の輸送エネルギーの削減につながります。

増改築やリフォームの際に木材を使用することで、住宅に固定された炭素量は維持され、他の材料から代替された場合は、炭素固定量は増加することになります。

条件

限定100棟

内装用木材
(床板、壁板、天井
板等)にぎふ証明材
20㎡以上
使用すること

2,000円/1㎡
4万円~10万円助成します



木材の健康面からみた魅力

木材には、以下のような特徴があります。

- ①断熱性が高く、独特の温もりがある
- ②調湿作用がある
- ③衝撃緩衝作用がある
- ④目にやさしい
- ⑤ダニを抑制する
- ⑥適度に吸音する

(財)日本住宅・木材技術センター 木材のすすめ 2004

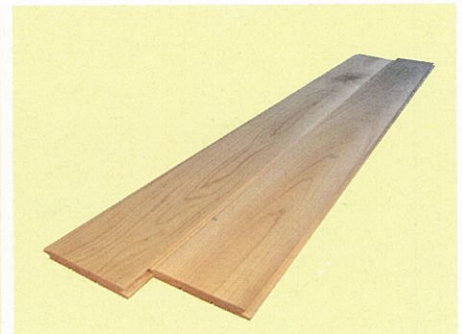
岐阜県の森林は みんなのために

土砂災害を防ぐ
おいしい空気をつくる
CO2をたくわえる
野生動物のすみか
おいしい水を供給

岐阜県の木を使うと森林の手入れが進み、森のいろいろな働きを元気にします。



スギ 床板



ヒノキ 羽目板

岐阜県では、県内の建築士を対象として、県産木材の良さを活かした木造住宅の提案や、木造住宅についてみなさんの質問にお答えする「岐阜木造住宅アドバイザー」を認定しています。詳しくは、県産材流通課のホームページ（下記）をご覧ください。

岐阜県



お問い合わせ／事務局
岐阜県庁 8階 県産材流通課 〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1
TEL 058-272-8486 FAX 058-278-2705
E-mail c11545@pref.gifu.lg.jp
県産材流通課ホームページ <http://www.pref.gifu.lg.jp/pref/s11545/top/>

助成事業のご案内

～ 建築費の一部を助成します～

◆助成金額 県産材使用箇所 1㎡あたり 2,000円
(※上限10万円で、1,000円未満は切り捨て)

◆申込の条件

県内に

- ①自己又は家族が居住している住宅を増改築した住宅
- ②内装材(床板、壁板、天井板等)に20㎡以上の「ぎふ証明材」を使用した増改築住宅
- ③平成21年4月1日から平成22年2月26日までに増改築工事が完了する住宅
- ④県内の工務店等が建築する住宅

住宅の施工業者が岐阜県内に事務所、営業所を有する工務店等であることが必要です。
※他県に本社を有する施工業者でも、岐阜県内に支店、営業所等がある場合は対象となります。

⑤県産材住宅モニターとして協力できる方

住宅の建築中や建築完了後も、岐阜県が実施するアンケート、PR事業に御協力いただけることが必要です。

⑥県が行う他の補助金・利子補給を受けない住宅

◆申請期間 平成21年4月1日～平成22年2月26日
100棟を超える場合は、公開抽選会を行います(3月上旬予定)。

手続きの流れ

